

亀山市運動施設等条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第3号

亀山市運動施設等条例施行規則

(別紙)



## 亀山市教育委員会規則第3号

### 亀山市運動施設等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の態様)

第2条 亀山市運動施設等（以下「運動施設等」という。）の利用の態様は、専用利用又は個人利用とする。ただし、西野公園野球場及び東野公園ソフトボール場については、専用利用のみに供するものとする。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項前段の規定により運動施設等の施設の利用の許可を受けようとする者は、別表第1の左欄に掲げる施設区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期限内に運動施設等利用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この申請期限によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、運動施設等の施設を個人利用しようとする者は、利用日に口頭で指定管理者に申請することができる。ただし、西野公園庭球場、亀山公園庭球場及び観音山テニスコートの施設を個人利用する場合にあっては、利用日の2週間前から申請することができる。

(利用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に運動施設等利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その利用を許可したときは、運動施設個人利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。この場合において、指定管理者は、申請者が利用料金を納付した際に利用券を交付するものとする。

3 前2項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用の

際、常に利用許可書又は利用券を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の制限)

第5条 指定管理者は、活動の本拠が市外にある同一団体に対しては、1月につき3回を超えて前条第1項の規定による許可をすることができない。ただし、指定管理者が認めた場合においては、この限りでない。

(許可事項の変更)

第6条 利用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、運動施設等利用変更許可申請書(様式第4号)に利用許可書又は利用券を添えて、別表第2の左欄に掲げる施設区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期限までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による申請をした者にあつては、口頭で指定管理者に申請することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に運動施設等利用変更許可書(様式第5号。次条において「利用変更許可書」という。)又は当該変更事項に応じた利用券を交付するものとする。

(利用許可申請の取下げ)

第7条 利用者は、運動施設等の施設の利用を必要としなくなったときは、運動施設等利用許可申請取下届(様式第6号)に利用許可書、利用変更許可書又は利用券を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による申請をした者については、口頭で指定管理者に届け出ることができる。

(許可の取消し、利用の中止命令及び許可事項変更の通知)

第8条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は許可した事項を変更するときは、運動施設等利用許可取消通知・利用中止命令・利用許可事項変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(利用料金の承認等)

第9条 指定管理者は、条例第12条第2項の利用料金の額を定めるときは、運動施設等利用料金承認申請書(様式第8号)を亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに内容を審査し、その

結果を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免の基準等)

第10条 条例第13条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合(部活動として利用する場合を除く。) 全額(条例別表第2備考6から8まで、別表第3野球場の項の備考及び庭球場の項の備考、別表第4野外ステージの項の備考、別表第5備考6から8まで、別表第6ソフトボール場の項の備考及び運動広場の項の備考並びに別表第7から別表第9までに規定する利用料金の額並びに別表第10備考1に規定する加算額を除く。)

(2) その他教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第13条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申請の際に、運動施設等利用料金減免申請書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者は、条例第14条ただし書の規定により、既納の利用料金のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなかった場合 全額

(2) 第6条第2項の規定により利用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額

(3) 運動施設等の施設を利用しようとする日の3日前までに第7条の規定による届出をした場合 半額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、運動施設等利用料金還付請求書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

(入場者の遵守事項)

第12条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運動施設等の施設を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気若しくは危険物を取り扱わないこと。

(4) 許可を受けた運動施設等の施設、器具等以外のものを利用しないこと。

(5) その他指定管理者の指示すること。

2 専用利用の場合においては、利用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運動施設等の秩序を維持するために必要な人員を配置すること。

(2) 当該専用使用に係る入場者に対し、前項各号に掲げる事項を守らせること。

(損傷等の届出及び損害賠償義務)

第13条 条例第17条に規定する施設を損傷し、又は滅失した者（次項及び第3項において「損傷者等」という。）は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その損傷又は滅失が損傷者等の責めに帰すべきものであると認めるときは、当該損傷者等に対し、その損害賠償額を定めて通知するものとする。

3 損傷者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該損害賠償額を納付しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、亀山市運動施設等条例施行規則（平成22年亀山市規則第25号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

施設区分	申請期限
西野公園体育館競技場	利用日の3月前から3日前まで。ただし、活動の本拠が市外にある団体にあつては利用日の1月前から3日前まで
東野公園体育館競技場	
西野公園体育館会議室	利用日の3月前から当日まで
東野公園体育館会議室	
西野公園野球場	利用日の3月前から3日前まで。ただし、活動の本拠が市外にある団体にあつては利用日の1月前
西野公園運動広場	

西野公園庭球場	から3日前まで
西野公園プール	
亀山公園庭球場	
亀山公園野外ステージ	
東野公園ソフトボール場	
東野公園運動広場	
東野公園ゲートボール場	
観音山テニスコート	

別表第2（第6条関係）

施設区分	申請期限
西野公園体育館競技場	利用日の3日前まで
東野公園体育館競技場	
西野公園体育館会議室	利用日まで
東野公園体育館会議室	
その他の運動施設等	利用日の3日前まで

整理番号

年 月 日

運動施設等利用許可申請書

指定管理者 様  
 申請者 〒□□□□-□□□□  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 TEL ( ) \_\_\_\_\_

次のように、亀山市運動施設等の利用をしたいので申請します。

利用施設	西野公園	1 体育館 2 野球場 3 運動広場 4 庭球場 5 プール
	亀山公園	1 庭球場 2 野外ステージ(芝生広場)
	東野公園	1 体育館 2 ソフトボール場 3 運動広場 4 ゲートボール場
	観音山テニスコート	1 庭球場

利用目的

使用日時 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで

利用責任者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

入場料  有料( 円)  無料

施設名	利用区分	料金単価	利用料金
体育館	アリーナ(全・半)	午前・午後・夜間・全日	
利用施設	第1・第2会議室	午前・午後・夜間・全日	
	第3会議室	午前・午後・夜間・全日	

設備器具名	利用区分	料金単価	利用料金
	午前・午後・夜間・全日		
	午前・午後・夜間・全日		
	午前・午後・夜間・全日		
	午前・午後・夜間・全日		

利用団体名 外 チーム

利用料金合計 円 月 日 納付

備考

許可番号

年 月 日

運動施設等利用許可書

申請者 〒□□□□-□□□□  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 様  
 連絡先 TEL ( ) \_\_\_\_\_

指定管理者 (印)

次のように、亀山市運動施設等の利用を許可します。

利用施設	西野公園	1 体育館 2 野球場 3 運動広場 4 庭球場 5 プール		
	亀山公園	1 庭球場 2 野外ステージ(芝生広場)		
	東野公園	1 体育館 2 ソフトボール場 3 運動広場 4 ゲートボール場		
	観音山テニスコート	1 庭球場		
利用目的				
利用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで			
利用責任者	住所 ..... 氏名			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料( 円) <input type="checkbox"/> 無料			
体育館 利用施設	施設名	利用区分	料金単価	利用料金
	アリーナ(全・半)	午前・午後・夜間・全日		
	第1・第2会議室	午前・午後・夜間・全日		
	第3会議室	午前・午後・夜間・全日		
体育館利用 設備器具	設備器具名	利用区分	料金単価	利用料金
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
利用団体名	外 チーム			
利用料金合計	円 月 日 納付			
備考				

様式第3号(その1)(第4条関係)

運動施設個人利用券

利用施設 西野・東野公園体育館

利用期日 年 月 日

利用時間区分

- ・午前9時から午後0時30分まで
- ・午後1時から午後5時30分まで
- ・午後6時から午後9時30分まで

種 目

利用料金 円(中学生以下・高校生以上)

備考

- ・この券の発行をもって領収に代えます。(1人1回限り有効)
- ・利用中は、この券を常に携帯してください。
- ・許可された利用目的以外に利用することはできません。

様式第3号(その2)(第4条関係)

運動施設個人利用券

利用施設 西野公園庭球場・亀山公園庭球場・観音山テニスコート

利用期日 年 月 日

利用時間区分

- ・午前8時30分から午後0時30分まで
- ・午後1時から午後5時30分まで
- ・午後6時から午後9時30分まで

種 目 軟式庭球・硬式庭球

利用コート A・B・C・D・E・F

利用料金 円(中学生以下・高校生以上)

備考

- ・この券の発行をもって領収に代えます。
- ・利用中は、この券を常に携帯してください。
- ・許可された利用目的以外に利用することはできません。

整理番号

年 月 日

運動施設等利用変更許可申請書

指定管理者 様  
 申請者 〒□□□□-□□□□  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。  
 連絡先 TEL ( ) \_\_\_\_\_

次のように、亀山市運動施設等の利用変更をしたいので申請します。

利用施設	西野公園	1 体育館 2 野球場 3 運動広場 4 庭球場 5 プール		
	亀山公園	1 庭球場 2 野外ステージ(芝生広場)		
	東野公園	1 体育館 2 ソフトボール場 3 運動広場 4 ゲートボール場		
	観音山テニスコート	1 庭球場		
利用目的				
利用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで			
変更前許可日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで			
利用責任者	住所 ----- 氏名			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料( 円) <input type="checkbox"/> 無料			
体育館利用施設	施設名	利用区分	料金単価	利用料金
	アリーナ(全・半)	午前・午後・夜間・全日		
	第1・第2会議室	午前・午後・夜間・全日		
体育館利用設備器具	第3会議室	午前・午後・夜間・全日		
	設備器具名	利用区分	料金単価	利用料金
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
利用団体名	外 チーム			
利用料金合計	円 月 日 納付			
備考				

許可番号				
年 月 日				
運動施設等利用変更許可書				
申請者 〒□□□□-□□□□ 住 所 _____ 氏 名 _____ 様 連絡先 TEL ( ) _____ 指定管理者 (印)				
次のように、亀山市運動施設等の利用変更を許可します。				
利用施設	西野公園 1 体育館 2 野球場 3 運動広場 4 庭球場 5 プール			
	亀山公園 1 庭球場 2 野外ステージ(芝生広場)			
	東野公園 1 体育館 2 ソフトボール場 3 運動広場 4 ゲートボール場			
	観音山テニスコート 1 庭球場			
利用目的				
利用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで			
変更前許可日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで			
利用責任者	住所 _____ 氏名 _____			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料( 円) <input type="checkbox"/> 無料			
体育館 利用施設	施設名	利用区分	料金単価	利用料金
	アリーナ(全・半)	午前・午後・夜間・全日		
	第1・第2会議室	午前・午後・夜間・全日		
	第3会議室	午前・午後・夜間・全日		
体育館利用 設備器具	設備器具名	利用区分	料金単価	利用料金
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
		午前・午後・夜間・全日		
利用団体名	外 チーム			
利用料金合計	円 月 日 納付			
備 考				
許可の条件				

様式第6号(第7条関係)

受付番号 \_\_\_\_\_

運動施設等利用許可申請取下届

指定管理者 様

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

連 絡 先 \_\_\_\_\_

亀山市運動施設等条例施行規則第7条の規定により、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け \_\_\_\_\_ 運動施設  
等利用許可申請 \_\_\_\_\_ 利用許可書 \_\_\_\_\_ 運動施設  
等利用変更許可申請 \_\_\_\_\_ は取り下げますので、 \_\_\_\_\_ 利用変更許可書 を添えて届け出ます。  
\_\_\_\_\_ 利用券

様式第7号(第8条関係)

利用許可取消通知  
運動施設等 利用中止命令書  
利用許可事項変更通知

年 月 日

様

指定管理者



亀山市運動施設等条例第11条第1項の規定により、下記の理由により  
利用許可を取り消します。  
利用の中止を命じます。  
利用許可事項を変更します。

記

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
理由			
利用許可変更事項			

様式第8号(第9条関係)

運動施設等利用料金承認申請書

年 月 日

亀山市教育委員会 様

住所  
指定管理者 団体名  
代表者名

亀山市運動施設等条例施行規則第9条第1項の規定に基づき利用料金の額について承認を得たいので次のとおり申請します。

西野公園体育館施設利用料金

利用区分 / 時間区分				(ア)午前 9時から 午後0時 30分まで	(イ)午後 1時から 午後5時 30分まで	(ウ)午後 6時から 午後9時 30分まで	(エ)午前 9時から 午後9時 30分まで	
競技場	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツ (職業とし て行うもの を除く。) のために利 用する場合	学校(学校教育 法(昭和22年法 律第26号)第1 条に定める学 校をいう。以 下同じ。)	円	円	円	円	
		一般		円	円	円	円	
	その他の場合			円	円	円	円	
	入場料等を 徴収する 場合	スポーツ (職業とし て行うもの を除く)の ために利 用する 場合	学校	円	円	円	円	
		一般		円	円	円	円	
		その他の場合			円	円	円	円
	個人利用日における 個人利用		小学生及び中 学生		円	円	円	円
			一般及び高校 生		円	円	円	円
会議室		第1会議室及び 第2会議室		円	円	円	円	
		第3会議室		円	円	円	円	
トレーニング室		小学生及び中 学生		円	円	円	円	
		一般及び高校 生		円	円	円	円	

休日に利用した場合の加算率		%
フロアー照明のため点灯したとき	全面	円
	半面	円
競技場における空調設備利用料金		円
会議室における冷暖房施設利用料金	暖房	円
	冷房	円

西野公園施設利用料金

時 間 区 分		利 用 料 金				
野 球 場	午前8時30分から午後0時30分まで					
	午後1時から午後5時30分まで					
	午後6時から午後9時30分まで					
	午前8時30分から午後5時30分まで					
	午後1時から午後9時30分まで					
	午前8時30分から午後9時30分まで					
運 動 広 場	午前8時30分から午後0時30分まで					
	午後1時から午後5時30分まで					
	午前8時から午後5時30分まで					
庭 球 場	時 間 区 分 / 利 用 区 分	個 人 利 用		専 用 利 用		
		中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき	
	午前8時30分から午後0時30分まで					
	午後1時から午後5時30分まで					
	午後6時から午後9時30分まで					
	午前8時30分から午後5時30分まで	—				
	午後1時から午後9時30分まで					
午前8時30分から午後9時30分まで						
プ ー ル	時 間 区 分 / 利 用 区 分	個 人 利 用			専 用 利 用 (50メートルプール)	
		小学生未満	小学生及び中学生	高校生及び一般	学校	一般
	午前9時から午後0時30分まで					
	午後1時から午後5時30分まで					
	午前9時から午後5時30分まで					

野球場における照明設備利用料金	1時間につき	円
	(1時間を超えたとき)30分につき	円
庭球場における照明設備利用料金	個人利用1面につき	円
	専用利用全面につき	円

亀山公園施設利用料金

	時間区分 / 利用区分	個人利用		専用利用		
		中学生以下 1面につき	高校生及び 一般1面に つき	学校全面に つき	一般全面に つき	
庭 球 場	午前8時30分から午後0時30分まで	円	円	円	円	
	午後1時から午後5時30分まで	円	円	円	円	
	午前8時30分から午後5時30分まで	—		円	円	
野 外 ス テ ージ	午前8時30分から午後9時30分まで	1件につき				円
	放送設備利用料金					円

東野公園体育館施設利用料金

利用区分 / 時間区分				(ア)午前 9時から 午後0時 30分まで	(イ)午後 1時から 午後5時 30分まで	(ウ)午後 6時から 午後9時 30分まで	(エ)午前 9時から 午後9時 30分まで
競 技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	スポーツ(職業として行 うものを除く。)のため に利用する場合	学校	円	円	円	円
			一般	円	円	円	円
		その他の場合	円	円	円	円	
	入場料 等を徴 収する 場合	スポーツ(職業として行 うものを除く)のため に利用する場合	学校	円	円	円	円
			一般	円	円	円	円
		その他の場合	円	円	円	円	
個人利用日における 個人利用		小学生及び中学生	円	円	円	円	
		一般及び高校生	円	円	円	円	
会 議 室				円	円	円	円
ト レ ー ニ ング 室		小学生及び中学生	円	円	円	円	
		一般及び高校生	円	円	円	円	

休日に利用した場合の加算率	%	
フロアー照明のため点灯したとき	全面	円
	半面	円
競技場における空調設備利用料金		円
会議室における冷暖房施設利用料金	暖房	円
	冷房	円

東野公園施設利用料金

	時 間 区 分	利 用 料 金
ソフトボール場	午前8時30分から午後0時30分まで	円
	午後1時から午後5時30分まで	円
	午後6時から午後9時30分まで	円
	午前8時30分から午後5時30分まで	円
	午後1時から午後9時30分まで	円
	午前8時30分から午後9時30分まで	円
運 動 広 場	午前8時30分から午後0時30分まで	円
	午後1時から午後5時30分まで	円
	午後6時から午後9時30分まで	円
	午前8時30分から午後5時30分まで	円
	午後1時から午後9時30分まで	円
	午前8時30分から午後9時30分まで	円
ゲートボール場	午前8時30分から午後0時30分まで	円
	午後1時から午後5時30分まで	円
	午前8時30分から午後5時30分まで	円

ソフトボール場における照明設備利用料金	1時間につき	円
	(1時間を超えたとき)30分につき	円
運動広場における照明設備利用料金	1時間につき	円
	(1時間を超えたとき)30分につき	円

西野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合	
		学校	円	学校	円
シャワー装置	1回 1室につき	学校	円	学校	円
		一般	円	一般	円
会議用机	1回 1脚につき		円		円
折り畳み椅子	1回 1脚につき		円		円
テニス用器具	1回 1組につき		円		円
バスケット用器具	1回 1組につき		円		円
バドミントン練習板	1回 1組につき		円		円
バレーボール用器具	1回 1組につき		円		円
インディアカ用器具	1回 1組につき		円		円
卓球用器具	1回 1台につき		円		円
フットサル用器具	1回 1組につき		円		円
放送装置	1回 1式につき		円		円
フローシート	1回 1枚につき		円		円

東野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合	
		学校	円	学校	円
シャワー装置	1回 1室につき	学校	円	学校	円
		一般	円	一般	円
会議用机	1回 1脚につき		円		円
折り畳み椅子	1回 1脚につき		円		円
テニス用器具	1回 1組につき		円		円
バスケット用器具	1回 1組につき		円		円
バドミントン練習板	1回 1組につき		円		円
バレーボール用器具	1回 1組につき		円		円
インディアカ用器具	1回 1組につき		円		円
卓球用器具	1回 1台につき		円		円
フットサル用器具	1回 1組につき		円		円
放送装置	1回 1式につき		円		円
フローシート	1回 1枚につき		円		円

西野公園プール設備器具利用料金

名 称	利 用 区 分	利 用 料 金
ロッカー	1個1回につき	円
水泳競技器具	1式1回につき	円
拡声装置	1式1回につき	円

観音山テニスコート利用料金

時間区分/利用区分	個 人 利 用		専 用 利 用	
	中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校2面につき	一般2面につき
午前8時30分から午後0時30分まで	円	円	円	円
午後1時から午後5時30分まで	円	円	円	円
午後6時から午後9時30分まで	円	円	円	円
午前8時30分から午後5時30分まで	—		円	円
午後1時から午後9時30分まで			円	円
午前8時30分から午後9時30分まで			円	円

照明設備利用料金個人利用1面につき 円

照明設備利用料金専用利用2面につき 円

様式第9号(第10条関係)

運動施設等利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市運動施設等条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり利用料金の減額又は免除を申請します。

記

利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用目的及び内容	
減免を受けようとする理由	(1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合 (2) 教育委員会が特に必要と認めた場合
利用料金の額	円
減額又は免除を受けようとする額	円

様式第10号(第11条関係)

運動施設等利用料金還付請求書

年 月 日

指定管理者

様

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市運動施設等条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり利用料金の還付を請求します。

記

還付請求の理由	1 災害その他の事由による未利用 (施行規則第11条第1項第1号に該当)	全 額	
	2 利用変更による利用料金の超過既納 (施行規則第11条第1項第2号に該当)	超 過 額	
	3 利用前3日までの利用許可申請取下げ (施行規則第11条第1項第3号に該当)	半 額	
請求の起因 となる事項	利 用 日 時	利 用 場 所	利 用 内 容
	年 月 日 から 日まで		
	既 納 利 用 料 金	変 更 利 用 料 金	その他
利用料金還付請求額		円	